

# 令和5年度 松山市会計年度任用職員（パートタイム歯科衛生士）採用試験実施要領

令和4年12月26日

松山市会計年度任用職員（パートタイム歯科衛生士）採用試験を次のとおり実施します。

## 1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
パートタイム 歯科衛生士	1人程度	(1) 松山市保健所 健康づくり推進課（松山市萱町六丁目30番地5） (2) 松山市保健センター南部分室（松山市古川北三丁目8番20号） (3) 松山市保健センター北条分室（松山市河野別府937番地）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

## 2 職務内容

- 歯科保健指導
- その他母子保健、健康づくりに関し職員が指示する業務

## 3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- 歯科衛生士の資格を有する者
- 次のアからオまでに該当しない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

## 4 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和5年2月中旬（予定）	松山市保健所・消防合同庁舎 （松山市萱町六丁目30番地5）	令和5年3月上旬（予定）に受験者 全員に合否を通知します。

（注）試験日時及び試験会場の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

## 5 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接	約20分

## 6 申込受付期間

**申込受付期間は、令和5年1月4日（水）から令和5年1月27日（金）まで**です。

（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

**郵送の場合は、令和5年1月27日（金）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

## 7 申込方法

採用試験申込書（必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。）及び歯科衛生士免許証の写しを健康づくり推進課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「パートタイム歯科衛生士採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。受付期間終了後、申込者に受験案内及び面接カードを送付します。

採用試験申込書は、以下の松山市ホームページからダウンロード・印刷ができます。

[https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/r5\\_shikaeiseishi.html](https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/r5_shikaeiseishi.html)

## 8 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（パートタイム歯科衛生士）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和4年4月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

## 9 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間45分以内のシフト制勤務で、1週間当たり20時間未満の勤務です。勤務時間は相談に応じます。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、翌月21日です。

基本報酬	その他報酬等
時間額1,067円（令和5年1月1日現在）	通勤に係る費用弁償、 時間外勤務手当等に相当する報酬等

**備考** 昇給並びに期末手当及び退職手当の支給はありません。

- (5) **任用期間** 令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和8年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。
    - ※ 「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。
    - ※ 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。
  - (6) **条件付採用** 採用後1箇月間（採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達するまで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
  - (7) **保険等** 労働者災害補償保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入はありません。）
  - (8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。
- (注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

## 10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の予防のため、試験当日は可能な限りマスクを持参し、着用してください。
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに健康づくり推進課に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5  
松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当  
電話 089-911-1810